

## 摂津市患者等搬送事業指導及び認定等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、消防法第1条に基づく国民の生命、身体に対する安全の保護及び傷病者の搬送を所管する行政機関の立場から、摂津市内における民間による患者等搬送事業者に対し、搬送途上における患者等の容態急変時の対応、消防機関との連携体制の確保及び消毒などの感染防止対策等について必要な指導を行うとともに一定の基準に適合する患者等搬送事業の認定を行うことにより、利用者の安全及び利便の確保を図ろうとするものである。

### (用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、別紙1によるものとする。(別紙1参照)

### (指導及び認定等の対象事業者の把握)

第3条 指導及び認定等の対象となる国土交通省認可事業者の把握は、当該事業所(ただし、営業所単位とする。以下「事業所」という。)を管轄する消防長(以下「消防長」という。)が行うものとする。

### (指導及び認定等に係る事務の責務)

第4条 消防長は、指導及び認定等に係る各種の申請、報告等の受付、認定審査、適任証及び事業者認定マーク等の交付などの事務並びに患者等搬送事業者が搬送業務実施中に、別紙3項目10に掲げる特異事案を扱い又は発生させたときの必要な行政指導を行うものとする。(別紙2及び別紙3並びに別紙4参照)

### (患者等搬送事業乗務員に対する講習)

第5条 患者等搬送事業乗務員に対する講習は、次のとおり行うものとする。

#### (1) 基礎講習(別記6-1を参照)

ア 基礎講習は、原則として消防長が講習と修了考査を実施し、合格者(別記8)に対し修了証を交付する。

ただし、消防長が、他の消防本部又は大阪府下消防長会へ講習を委託した場合は、受託機関において合格者に対して修了証を交付するとともに、その結果を委託した消防長あて通知する。

イ 基礎講習において、日本赤十字社の行う応急処置に関する講習を受けた者で、資格の有効期間内の者については、講習課目の一部を免除することができる。

2 基礎講習（車椅子専用）（別記6－2を参照）

上記1（1）に準ずる。

3 定期講習（別記6－3を参照）

定期講習は、原則として消防長が実施し、受講修了者の適任証の再講習受講欄に必要事項を記載する。

ただし、消防長が他の消防本部又は大阪府下消防長会へ講習を委託した場合は、受託機関において適任証の再講習受講欄に必要事項を記載するとともに、その結果を委託した消防長あて通知する。（別紙4項目1参照）

（講習に使用する教本、教材等）

第6条 前条の講習に使用する教本については、講習内容の統一を図るため、講習課目、時間割及びポイントを大阪府下消防長会で作成し、講習を実施する消防長は大阪府下消防長会が作成した講習課目、時間割及びポイントの内容が適合する教本を使用する。なお、教本及び講習に使用する人工呼吸訓練用フェイスカバー、三角巾等の教材に係る費用については、講習受講者が実費にて準備するものとする。（別紙4項目1参照）

（指導及び認定等に伴う適任証等の様式並びに作成）

第7条 指導及び認定等に伴う適任証、事業者認定マーク及び各種申請、報告書並びに台帳等の様式については、大阪府下統一様式により消防長が作成するものとする。（別紙4項目2参照）

（患者等搬送事業者の認定又は取消し等の情報交換）

第8条 消防長は、次に掲げる患者等搬送事業者に関する情報については、大阪府下消防長会会長あてに報告するものとし、報告を受けた会長は府下の各消防本部消防長あて通知するものとする。（別紙3参照）

- （1） 認定
- （2） 事業の休止等
- （3） 認定の失効
- （4） 認定の取り消し

（その他）

第9条 この要綱に係る事項の内容は、別紙1から別紙4に定めるところによるものとし、必要な細目については消防長が定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 摂津市患者等搬送事業認定等に関する要綱（平成23年8月1日摂津市消防本部告示第1号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。